

東京都北区赤羽イノベーションゾーンサイト条例を公布する。

令和六年六月十九日

東京都北区長

山田加奈子

東京都北区条例第二十一号

東京都北区赤羽イノベーションサイト条例

(設置)

第一条 新たな産業の担い手の育成、創業及び新規事業への参入の支援並びに北区観光の魅力の発信を推進することにより、もって地域産業の活性化を図るため、東京都北区赤羽イノベーションサイト(以下「赤羽イノベーションサイト」という。)を東京都北区赤羽一丁目六十七番六十二号に設置する。

(事業)

第二条 赤羽イノベーションサイトは、次に掲げる事業を行う。

一 新たな産業の担い手を育成するための各種の講座及び交流会等の実施に関すること。

二 起業家及び区内中小企業者の発掘及び育成、経営の安定並びに成長の促進に関すること。

三 観光及び創業等に関する情報の発信に関すること。

四 前三号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事業

(施設)

第三条 赤羽イノベーションサイトには、次に掲げる施設を設ける。

一 イベントスペース

二 会議室

三 前二号に掲げるもののほか、区長が必要と認める施設（開館時間等）

第四条 赤羽イノベーションサイトの開館時間及び休館日は、東京都北区規則（以下「規則」という。）で定める。

（使用対象者）

第五条 赤羽イノベーションサイトのうち、別表に掲げる施設（以下「貸出施設」という。）及び規則で定める附帯設備（以下「施設等」という。）を使用できるものは、次に掲げるものとする。

一 地域産業の活性化に寄与する事業を行うもの

二 区内で創業しようとするもの

三 前二号に掲げるもののほか、区長が相当と認めるもの（使用の承認）

第六条 施設等を使用しようとするもの（第八条の施設公開時間において貸出施設を使用しようとする者を除く。）は、規則で定めるところにより申請し、区長の承認を受けなければならない。

2 区長は、前項の承認をする際に、管理上必要な条件を付けることができる。（使用の不承認）

第七条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第一項の承認をしない。

一 公益を害するおそれがあると認めるとき。

二 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。

三 施設等を毀損するおそれがあると認めるとき。

四 赤羽イノベーションサイトの管理上支障があると認めるとき。

五 前各号に掲げるもののほか、区長が使用を不相当と認めるとき。

（施設公開時間）

第八条 区長は、貸出施設の使用について、施設公開時間（貸切りの取扱いをしない日及び当該日の貸切りの取扱いをしない時間であって、規則で定めるところにより登録を受けた個人のみが使用することができる日及び時間をいう。第三項及び次条第三項において同じ。）を定めることができる。

2 第六条第二項、前条及び第十三条の規定は、前項の登録について準用する。この場合において、前条第三号中「施設等」とあるのは「貸出施設」と、第十三条第一号中「第七条第一号」とあるのは「第八条第二項において読み替えて準用する第七条第一号」と、同条第四号中「施設等」とあるのは「貸出施設」と読み替えるものとする。

3 第十二条及び第十六条の規定は、施設公開時間において貸出施設を使用する者

について準用する。この場合において、第十二条中「施設等」とあるのは、「貸出施設」と読み替えるものとする。

（使用料）

第九条 施設等の使用承認を受けたもの（以下「使用者」という。）は、別表に定める施設使用料及び規則で定める附帯設備使用料（以下この条及び次条において「使用料」という。）を前納しなければならない。

2 区長は、規則で定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。

3 施設公開時間における貸出施設の施設使用料は、無料とする。
（使用料の不還付）

第十条 既納の使用料は、還付しない。ただし、区長は、規則で定めるところにより、その全部又は一部を還付することができる。

（使用権の譲渡等の禁止）

第十一条 使用者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

（特別の設備の禁止等）

第十二条 使用者は、施設等に特別の設備をし、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ区長の承認を受けたときは、この限りでない。
（使用承認の取消し等）

第十三条 区長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用承認を取り消し、又は使用を停止し、若しくは制限することができる。

一 第七条第一号から第四号までのいずれかに該当したとき。

二 この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

三 使用目的又は使用条件に違反したとき。

四 災害その他の事故により施設等が使用できなくなったとき。

五 工事その他の都合により区長が特に必要があると認めるとき。

（使用承認内容の変更禁止）

第十四条 使用者は、使用承認内容の変更を申し出ることができない。

（原状回復の義務）

第十五条 使用者は、施設等の使用を終了したときは、直ちに原状に回復しなければならぬ。第十三条の規定により使用承認を取り消され、又は使用を停止されたときも同様とする。

（損害賠償の義務）

第十六条 使用者は、赤羽イノベーションサイトに損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、区長がやむを得ない理由があるとき認めるときは、これを減額し、又は免除することができる。

（委任）

第十七条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
(準備行為)

2 施設等の使用申請その他使用のために必要な準備行為は、この条例の施行の前においても行うことができる。

別表 (第五条、第九条関係)

一 使用者が区民である場合

使用区分	使用区分		
	施設名	時間	料金
二 使用者が区民以外である場合	施設名	午前 (午前十時から午後零時まで)	三〇〇円
	イベントスペース	午後 (午後一時から午後五時まで)	八二〇円
	会議室	夜間 (午後六時から午後八時まで)	五四〇円

施設名	（午前十時から午後零時まで）	（午後一時から午後五時まで）	（午後六時から午後八時まで）
イベントスペース	一、八二〇円	四、九二〇円	三、三〇〇円
会議室	四四〇円	一、二二〇円	八〇〇円

備考 この表において、区民とは、区内に住所を有する者、区内に事務所を有する団体又は区内に住所を有する者を主たる構成員とする団体その他区長が適当と認めるものをいう。

東京都北区手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

令和六年六月十九日

東京都北区長

山田加奈子

東京都北区条例第二十二号

東京都北区手数料条例の一部を改正する条例

東京都北区手数料条例（平成十二年三月東京都北区条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

別表第一の七十八の項(1)中「場合」を「場合 開発区域の面積に応じ次に掲げる額」に、「三万四千元」を「三万九千元」に、「六万五千元」を「七万六千元」に、「十三万三千元」を「十四万九千元」に、「二十万円」を「二十二万五千元」に、「二十六万円」を「三十万五千元」に、「三十三万七千元」を「三十七万円」に、「四十六万円」を「四十九万七千元」に改め、同項(2)中「場合」を「場合 開発区域の面積に応じ次に掲げる額」に、「二万円」を「二万円」に、「四万六千元」を「五万千元」に、「十万円」を「十一万三千元」に、「十八万五千元」を「二十万四千元」に、「三十万七千元」を「三十四万円」に、「四十一万五千元」を「四十五万七千元」に、「五十二万円」を「五十六万七千元」に、「七十三万七千元」を「七十九万五千元」に改め、同項(3)中「場合」を「場合 開発区域の面積に応じ次に掲げる額」に、「十三万円」を「十四万円」に、「一件につき 十九万九千元」を「一件につき 二十一万五千元」に、「二十九万二千元」を「三十二万円」に、「三十四万八千元」を「三十七万九千元」に、「五十二万五千元」を「五十七万三千元」に、「五十九万九千元」を「六十五万四千元」に、「七十四万六千元」

を「八十万八千円」に、「百万四千元」を「百八万千元」に改め、同表七十九の項中「百万四千元」を「百八万千元」に改め、同表八十二の項中「用紙一枚」を「一通」に改め、同項の次に次のように加える。

<p>八十二の二 都市計画法施行規則（昭和四十四年建設省令第四十九号）第六十条の規定に基づく証明書の交付</p>	<p>証明書の交付手数料</p>	<p>一通につき 九百円</p>	<p>交付申請のとき。</p>
<p>八十二の三 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第百九十一号）第十二条第一項の規定に基づく宅地造成等に関する工事の許可の申請に対する審査</p>	<p>宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積工事許可申請手数料</p>	<p>(1) 宅地造成又は特定盛土等を行う場合 切土又は盛土をする土地の面積に応じ次に掲げる額 ア 五百平方メートル以内のもの 二万円 イ 五百平方メートルを超え、千平方メートル以内</p>	<p>許可申請のとき。</p>

(2)												
ウ	の	え	イ	の	ア	積	土	円	コ	円	ケ	内
千	も	、	五	の	五	に	石		十		七	の
平	の	千	百	一	百	応	の		万		万	も
方	二	平	平	万	平	じ	堆		平		平	の
メ	万	方	方	八	方	次	積		方		方	二
ー	八	メ	メ	千	メ	に	を		メ		メ	十
ト	千	ー	ー	円	ー	掲	す		ー		ー	七
ル	円	ト	ト		ト	げ	る		ト		ト	万
を		ル	ル		ル	る	土		ル		ル	五
超		以	を		以	額	地		を		を	千
		内	超		内		の		超		超	
							面					

ケ	内	ク	内	キ	内	カ	内	オ	内	エ	内	エ
七	の	え、	の	え、	の	一	の	五	の	え、	の	内
万	も	七	も	二	も	万	も	千	も	二	も	の
平	の	万	の	万	の	平	の	平	の	千	の	の
方	の	平	の	平	の	方	の	方	の	平	の	の
メ	十	方	十	方	十	メ	六	メ	五	方	三	え、
ー	六	メ	三	メ	二	ー	万	ー	万	ー	万	二
ト	万	ー	万	ー	万	ト	六	ト	四	ト	五	千
ル	三	ト	四	ト	千	ル	千	ル	千	ル	千	円
を	千	ル	千	ル	円	を	円	を	円	を	円	円
超	円	以	円	以	超	超	超	超	以	超	以	以

	<p>八十二の四 宅地造成及び 特定盛土等規制法第十六 条第一項の規定に基づく 宅地造成等に関する工事 に関する計画の変更許可 の申請に対する審査</p>
	<p>宅地造成、 特定盛土等 又は土石の 堆積工事変 更許可申請 手数料</p>
<p>え、十平方メートル以 内のもの二十万七千円 コ 十平方メートルを超 えるもの二十九万二千 円</p>	<p>(1) 宅地造成又は特定盛土等 を行う場合 変更許可申請 一件につき、次に掲げる額 を合算した額。ただし、そ の額が五十三万三千円を超 えるときは、その手数料の 額は、五十三万三千円とす る。 ア 宅地造成又は特定盛土 等に関する工事の設計の 変更（イのみに該当する 場合を除く。）について</p>
	<p>変更申請 のとき。</p>

は、切土又は盛土をする土地の面積（イに規定する変更を伴う場合にあつては変更前の切土又は盛土をする土地の面積、切土又は盛土をする土地の面積を伴う場合にあつては縮小後の切土又は盛土をする土地の面積）に同じ前項に規定する額に十分の一を乗じて得た額

イ 新たな土地の切土又は盛土をする土地への編入に係る宅地造成又は特定盛土等に関する工事の設計の変更については、新たに編入された切土又は盛土をする土地の面積に

(2) 応じ前項に規定する額
ウ その他の変更について
は、一万五千円
土石の堆積を行う場合
変更許可申請一件につき、
次に掲げる額を合算した
額。ただし、その額が二十
九万二千円を超えるとき
は、その手数料の額は、二
十九万二千円とする。
ア 土石の堆積に関する工
事の設計の変更（イのみ
に該当する場合を除
く。）については、土石
の堆積をする土地の面積
（イに規定する変更を伴
う場合にあつては変更前
の土石の堆積をする土地

八十二の五 宅地造成及び	
証明書の交	
一通につき 九百円	<p> の面積、土石の堆積をす る土地の縮小を伴う場合 にあつては縮小後の土石 の堆積をする土地の面 積)に応じ前項に規定す る額に十分の一を乗じて 得た額 イ 新たな土石の堆積をす る土地への編入に係る土 石の堆積に関する工事の 設計の変更については、 新たに編入された土石の 堆積をする土地の面積に 応じ前項に規定する額 ウ その他の変更について は、一万五千円 </p>
交付申請	

<p>特定盛土等規制法施行規則（昭和三十七年建設省令第三号）第八十八条の規定に基づく証明書の交付</p>	<p>八十二の六 宅地造成及び特定盛土等規制法施行条例（令和六年東京都条例第三十六号）第五条第三項の規定に基づく盛土規制法調書の写しの交付</p>	<p>付手数料</p>	<p>盛土規制法の調書の写しの交付手数料</p>
	<p>一通につき 七百円</p>	<p>のとき。</p>	<p>交付申請のとき。</p>

別表第一中百二十七の二の項を百二十七の二の三の項とし、百二十七の項の次に次のように加える。

<p>百二十七の二 建築基準法の施行令第三百三十七条の十</p>	<p>既存建築物の敷地と道</p>	<p>一件につき 二万八千円</p>	<p>認定申請のとき。</p>
----------------------------------	-------------------	--------------------	-----------------

<p>百二十七の二の二 建築基準法施行令第三百三十七条の十二第七項の規定に基づく既存の建築物に対する制限の緩和に係る認定の申請に対する審査</p>	<p>二第六項の規定に基づく既存の建築物に対する制限の緩和に係る認定の申請に対する審査</p>
<p>既存建築物の道路内の建築制限の緩和に係る認定申請手数料</p>	<p>路との関係の制限の緩和に係る認定申請手数料</p>
<p>一件につき 二万八千円</p>	
<p>認定申請のとき。</p>	

付 則

この条例は、令和六年七月三十一日から施行する。ただし、別表第一中百二十七の二の項を百二十七の二の三の項とし、百二十七の項の次に次のように加える改正規定は、公布の日から施行する。

東京都北区大気汚染障害者認定審査会条例の一部を改正する条例を公布する。

令和六年六月十九日

東京都北区長

山田加奈子

東京都北区条例第二十三号

東京都北区大気汚染障害者認定審査会条例の一部を改正する条例

東京都北区大気汚染障害者認定審査会条例（昭和五十年三月東京都北区条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

第八条中「福祉部障害福祉課」を「健康部健康政策課」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

東京都北区立児童発達支援センター条例の一部を改正する条例を公布する。

令和六年六月十九日

東京都北区長
山田加奈子

東京都北区条例第二十四号

東京都北区立児童発達支援センター条例の一部を改正する条例

東京都北区立児童発達支援センター条例（平成二十二年三月東京都北区条例第一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第四十三条第一号に掲げる福祉型児童発達支援センター」を「第四十条に規定する児童発達支援センター」に改める。

第四条第二号中「第六条の二の二第六項」を「第六条の二の二第五項」に改め、同条第三号中「第六条の二の二第七項」を「第六条の二の二第六項」に改める。

第五条第一号を次のように改める。

一 発達支援室

付 則

この条例は、公布の日から施行する。